

御船町職員措置請求書

【監査報告要約付き】

御船町長に関する措置請求の要旨

一 請求の要旨

平成 21 年 2 月 10 日及び平成 21 年 5 月 29 日に、御船町長が農林水産省の地域バイオマス利活用交付金、金 292,793,000 円を御船竹資源開発㈱に交付した。そのうち、平成 21 年 5 月 29 日に交付した補助金、金 92,793,000 円について、監査、調査し、責任の所在を明らかにし、執行責任者である御船町長山本孝二に対して、御船町に支払いを請求する事を求める。

補助金交付の経緯

平成 21 年

- 1 月 13 日 御船竹資源開発㈱から町へ補助金概算払請求
- 1 月 14 日 町から国へ交付金概算払請求
- 1 月 27 日 国から町へ金 200,000,000 円交付
- 2 月 10 日 町から御船竹資源開発㈱へ金 200,000,000 円交付
- 3 月 19 日 御船竹資源開発㈱から町へ補助金減額申請
- 3 月 23 日 町から国へ交付金変更承認申請
- 3 月 30 日 国から町へ交付金変更決定通知
- 3 月 31 日 町から御船竹資源開発㈱へ補助金減額交付決定通知
- 4 月 3 日 御船竹資源開発㈱から町へ実績報告書提出
- 4 月 6 日 町から国へ実績報告書を提出
- 4 月 21 日 国から町へ交付金確定通知
- 4 月 23 日 国から町へ金 92,793,000 円交付
- 5 月 22 日 御船竹資源開発㈱から町へ補助金請求
- 5 月 29 日 町から御船竹資源開発㈱へ金 92,793,000 円交付

*御船竹資源開発㈱に対する交付金額は合計、金 292,793,000 円

補助金交付の不当性

事業計画全体、資金調達等に関して、適切な調査、確認及び指導を欠くなど、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律、地域バイオマス利活用交付金実施要領・実施要綱、御船町補助金交付規則、農林水産省からの通達 20 農援第 1148 号等に照らし合わせても不当な手続きと交付といえる。

- 【1】 会社は、自己資金を一切調達できておらず、土地、工場建物等も無い。さらに、日本政策金融公庫から、正式に融資を断わられていたにもかかわらず、他金融機関等からの融資確約も無いまま、補助金を支払っている。

【監査報告では…】

結果として手順が逆転しており、いずれも中途半端な状態になっている。資金確保について厳正な審査を行えば交付は回避できたと判断する。

- 【2】平成 20 年度の変更申請書及び実績報告書の中で、調達できていない事業資金を、その他の資金として計上しているなど、不透明な部分が多々あるにもかかわらず、必要な調査、指導をしていない。

【監査報告では…】

結果論としては、指摘も成立する。しかし、予定であっても構わないとの交付要綱などの趣旨から判断すると、この部分に係る町の補助金事務がおかしいとの指摘は当たらない。ただし、実績報告書についての取扱いについては、政府系金融機関の融資が受けられないことが判明した後であることから、厳正な審査が必要であったと判断される。

- 【3】御船竹資源開発(株)は、補助金申請にあたり、正確な竹林面積を調査しておらず、地域バイオマス利活用交付金の要件である、未活用バイオマス 40%以上の利用の根拠が定かではないにもかかわらず、必要な指導をしていない。

【監査報告では…】

竹林面積については、この事業の採択要件とはなっていない。竹バイオマスについては、「未利用バイオマスの 40%以上の活用」が基準として設けられている。竹の賦存量については、御船町バイオマスタウン構想の付属資料（熊本県林業統計要覧）に基づき算出している。

- 【4】事業計画では、関連組織、関連団体からの充実した支援体制による優位性を謳っているが、事実かどうか確認を取っていない。

【監査報告では…】

実施計画書に『特定非営利活動法人環境資源開発研究所』、『近畿竹資源有効活用コンソーシアム』などからなる支援体制を構築しており、研究開発から市場開拓に至るまでのあらゆる側面でのサポートが期待できると記載され、町は確認している。

- 【5】商品販売に関する有効な契約書、確約書、覚書が無いにもかかわらず、必要な指導をしていない。

【監査報告では…】

九州農政局は、販売が持続的に行われる見込みに関心を持って審査し、政府系金融機関においても、製品化の可能性、販路の確保、消費者のニーズなどについて審査している。会社は、将来生産する竹綿シート及び突き板に関し、取引量価格については両者協議の上、取引時点での相場にて取引を行う旨の覚書を取り交している。

【6】施設整備事業の契約にあたっては、原則競争入札とされ、競争性、透明性が十分に図られなければならないにもかかわらず、必要な指導をしていない。

【監査報告では…】

町は会社に対して口頭及び農水省の通達文書を送付するなどにより会社に指導している。会社が平成 20 年度に契約した 3 件の施設整備工事についてみると、1 件は指名競争入札、2 件は随意契約となっている。

町に与えた損害

この補助金交付を受けた後も、御船竹資源開発(株)は事業を開始できず、平成 22 年 2 月 9 日付けで、補助事業の中止を申し出る事態に至った。御船竹資源開発(株)は、補助金返還を申し出るも期限内に返還せず、現在町は国に対して、金 292,793,000 円の交付金返還義務を負っている。また、御船竹資源開発(株)の補助事業に関して、役場職員の人件費、関連経費を考え合わせると、現時点でも多大な損害が町に生じていると言える。

よって、御船町長が、御船竹資源開発(株)に対して交付した金 292,793,000 円の内、平成 21 年 5 月 29 日に町が交付した補助金、金 92,793,000 円について、監査、調査し、責任の所在を明らかにし、執行責任者である御船町長山本孝二に対して、御船町への支払いを請求する事を求める。

【監査報告結果】

- ・会社は、登記簿上は熊本市内に存することになっているが、同所には事務所、書類、職員、電話等もなく閉鎖された状態で会社としての体をなしていない。
- ・これまでの会社の対応をみると、返還すると言いながら、何度も約束破棄を繰り返してきているので、今後も同様な経過を辿るのではないかと不安、不信感を抱くのは理解できる。
- ・現時点では、町は国に対して補助金等適正化法上の債務を負っていない状況にある。会社からの自主的な返還を待たず、町が自主的に国に返還した場合は、損害が生じたといえる。
- ・近い将来、交付金を町が国に返還しなければならない事態が生じることは必至であり、この請求の趣旨は理解できるが、町長は、現時点では、町に損害を与えておらず、損害賠償を町長に求める請求には理由がない。

棄却

